

大阪 IR カジノ「認定」への疑問

国は大阪 IR カジノ計画を 4 月 14 日に「認定」した。数回にわたりレポートしてきたが、読売新聞など全国紙社説でも疑問を投げかけている。この「認定」について疑問が多くあるので、いろいろ調べてみた。

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（2020 年 12 月 18 日）認定審査の基準から。

IR 整備法第 9 条第 1 項の規定に基づく認定の申請のあった区域整備計画については、まず、要求基準に適合するものかどうかの確認を行い、要求基準に適合しない場合には、認定を行わない。要求基準に適合する場合には、評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、認定を受けることとなる区域整備計画の数が 3 を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定するものとする。

要求基準は、ア 基本方針への適合 イ IR 区域が整備される地域 ウ 事業基本計画 エ IR 区域の整備の促進に関する施策及び措置の適切な実施 オ 観光及び地域経済の振興への寄与 カ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除の 6 項目である。

大阪 IR カジノ計画の要求基準 2(2)の次のような規定についても、きちんと認定したのだろうか。「テーブルゲーム約 470 台、電子ゲーム約 6400 台をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。カジノ施設内に複数のケージやバウチャー払戻機、両替機を適切に設置し、全ての来訪者にとって利便性の高い配置とする。来訪者の利便性を考慮し、多様な飲食店や酒類等の飲料を提供するサービスバーをカジノ施設内の各所に配置する。」

この要求基準はどこで審査されたのだろうか。当初は審査委員会だと考えていたが、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画審査結果報告書の冒頭に次のように書かれていた。このたび審査委員会は、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」について評価基準に従って評価したので、基本方針第 4 の 7(1)の規定に基づき、その結果について国土交通大臣に報告する。

IR 基本方針にも書かれているように、審査委員会は評価基準に基づいて審査を行い、7つの条件を付けて国交大臣に報告したのだ。では、IR 認可にとって重要な要求基準はどこが評価したのだろうか。その審査内容は公開されているのだろうか。

そもそも要求基準と評価基準との違い、その関係をどう考えたらいいのか。要求基準は 19 項目あり、審査の前提(第一関門)にあたるものであろう。評価基準の方は 3 以上の候補がある場合に、各々の計画を評価し順位付けをするものでないか。審査委員会が評価した評価基準ばかり注目してきたが、要求基準評価についての情報を求めたい。

(2023 年 5 月 20 日)